

## 第4回 大阪府性犯罪・性暴力被害者支援有識者検討会議 <概要>

■日 時：令和8年3月24日（火） 15時00分～17時00分

■場 所：大阪府庁新別館北館1階 災害対策本部会議室

■出席者：【検討会議委員】※敬称略・五十音順

≪座長≫大岡 由佳（武庫川女子大学 教授）

大道 乃里江（大阪教育大学 教授）

小幡 隆（大阪府警察本部刑事部捜査第一課 管理官）

北本 純子（弁護士 大阪弁護士会犯罪被害者支援委員会 副委員長）

木村 正（地方独立行政法人堺市立病院機構 理事長）

高野 龍輔（大阪府警察本部総務部府民応接センター犯罪被害者等支援室 室長）

田中 由美（大阪府貝塚子ども家庭センター 所長）

仁科 あゆ美（一般財団法人大阪府男女共同参画推進財団 理事・本部長）

平山 照美（大阪府こころの健康総合センター 所長）

【オブザーバー】

木村 弘子（認定特定非営利活動法人大阪被害者支援アドボカシーセンター 事務局長）

久保田 康愛（特定非営利活動法人性暴力救援センター・大阪 SACHICO 理事長）

八幡 真弓（Praise the brave 代表 性暴力・DV 支援者&被害当事者活動家）

大岡座長）

- 昨年度は、ワンストップ支援センターの運営が困難な状況となる中、支援体制の安定化、継続化に向けて、この一年、体制や制度を大きく転換し、取組が進んでいると認識している。
- 今回は、今年度最後の開催となるので、この一年の総括として、前半は主に現在の状況や各種取組などを報告していただく予定。
- 項目1について、「ウィズユーおおさか」の受託者で、当会議のオブザーバーでもある「性暴力救援センター・大阪 SACHICO」の久保田理事長より、説明をお願いします。

### 1 「ウィズユーおおさか」からの状況報告

（資料1により久保田理事長から説明）

久保田理事長）

- 令和4年度から6年度までは、「性暴力救援センター・大阪 SACHICO」が、病院拠点型のワンストップ支援センターとして、阪南中央病院内に事務所を置かせていただき、産婦人科の医師の診療と、支援員による相談を実施。
- 令和4年度は、電話件数4,231件、産婦人科の診療を要した来所者が406人、それ以外に中長期で支援員が対応したのが1人。それと、当時10か所あった府内の協力病院を受診した方が17人だった。
- 被害後72時間以内では、証拠の採取、緊急避妊ピルの処方、性感染症のチェックといった産婦人科の診療を要した方が半分。それ以降、1ヶ月や半年以上経過した場合は、妊娠を心配された方は数例で、心理的なことや、加害者対応を相談したいというニーズが多かった。
- 私が、SACHICOの理事長になった令和5年以降は、まず、お電話を聞いた段階で、何が必要なのかを評価し、72時間以内であれば、日勤を中心に産婦人科の診察をお願いします。それ以降は、支援員を中心にお話を伺う体制で対応。
- 令和5年度は、診療を要した来所者が121人、支援員の面談対応が113人。あとは、妊娠中の

- 方や、夜間休日の 72 時間以内の対応が必要なことから、86 人は協力病院に依頼して受診。
- 令和 6 年度からは、阪南中央病院内で産婦人科診療を行うことが難しい状況になったため、SACHICO の理事で、産婦人科医でもある加藤治子先生の診療所における診察や面談を中心に、必要な場合には、協力病院に診察をお願いする形で運営。診療を要した来所者が 71 人、面談が 127 人、協力病院の受診人数が 159 人となった。
  - このような中、令和 7 年 4 月から、ワンストップ支援センターの運営が大阪府の事業となって、10 月には活動拠点を移転し、通称が「ウイズユーおおさか」に決まった。診療所機能を一部併設した連携型のワンストップ支援センターとして、活動を継続する形になっている。
  - 令和 7 年度、電話相談は 2 月末時点で 4,196 件となっており、既に令和 5、6 年度より増加。移転した 10 月以降、月ごとのデータでは、#8891 を通じた電話がほぼ 100 件以上となり、それまでの 30~40 件から倍以上増加している。
  - 診療を要した来所者は 167 人となっているが、これは、ワンストップ支援センターに併設した診療機能に、加藤治子先生以外にも応援の産婦人科医からご協力いただき診察している。診察は主に、小中学校を中心とした若い年齢の子どものほか、様々な事情により、健康保険証やマイナンバーカードの提示が困難で、経済的にも困窮しているため、妊娠に気付いても受診を控えていたケースなどに対応した。
  - 4 月以降、これまでの 10 協力病院の精力的なご協力に加え、10 月以降は協力病院の数と診療科が拡充されたこともあり、協力病院の受診者は 151 人となって、令和 6 年度以上になりそう。
  - また、令和 7 年度は、同行支援を 56 件行ったほか、24 時間 365 日のホットラインを 15 名の支援員で対応しているところ。支援員養成講座を開催するなど、何とか支援員を確保できるよう動いており、令和 8 年 4 月以降には新たな支援員が 2 名増員できる予定。
  - 次に、ワンストップ支援センターの室内がわかるよう資料に写真を掲載している。面談室は、圧迫感がない状況の中で、話せることは話す、話せないことは話さなくてもいいよ、という形で座る場所を決めるところから、被害当事者中心の面談を行えるような環境を作っている。
  - 面談室の隣に診察室があり、手前にあるのは医師と面談を行うテーブルで、奥に見えるのがピントの内診台となっており、トイレやシャワーも併設している。
  - 冷凍庫は 2 台あり、奥が従前から SACHICO が証拠物を保管していた冷凍庫。左が今年度、大阪府に購入していただいた冷凍庫。いずれもマイナス 80 度で管理しており、警察に届出するか、まだ決められないが保管をお願いしたい、という検体を保管している。
  - ワンストップ支援センターの現状としては、活動拠点が移転し、連携型として活動する中で、協力病院のネットワーク体系を整えつつあり、このような件数になっている。

大岡座長)

- 昨年の「ウイズユーおおさか」移転後、電話相談や診察件数が増えていることから、運営が軌道に乗っていることがわかると思う。また、「ウイズユーおおさか」と協力医療機関との診察の割合が概ね 1 対 1 になっており、持続可能な支援体制の構築に向けて、病院の負担も平準化が図られていると思う。
- では次に、前回、今年 1 月に書面で開催した「第 3 回有識者検討会議の意見と対応」について、事務局より説明をお願いします。

## 2 第 3 回有識者検討会議の意見と対応

(資料 2 により事務局から説明)

小幡委員)

- 証拠の保管期間について、まず、被害当事者が証拠を残す必要があるか、長期間保管するか判断する上で、刑事、民事の時効は、非常に重要な要素になることから、保管期間の説明の際に

は、時効についても丁寧かつわかりやすく説明する必要がある。

- また、証拠物が不本意に廃棄されることや、事前の説明不足を問われることがないようにしないといけない。このため、当事者に作成してもらう同意書に、時効に関する説明文を盛り込むようにし、対応する支援員がその説明文を口頭でも説明することで、漏れのない説明ができると考える。
- 次に、今後の課題として検討していただければと思うが、証拠保管にかかる確認の連絡については、当事者の現状や心境の変化を何うコミュニケーションの機会として捉える視点を持ったらどうかと思った。
- 証拠採取時は、保管期間の判断が難しいと思うので、例えば数ヶ月後に改めて当事者に連絡し、被害から一定期間経過した現状や心境の変化を伺い、刑事事件や民事訴訟を考えているのか、それとも迷っているのか、被害自体を忘れたと考えているのか等を「ウイズユーおおさか」でも認識した上で、再度、保管期間を確認してもいいのではと思った。
- その連絡が、カウンセリングなど他の支援の必要性の判断にも役立つ可能性があることから、保管期間の延長を確認する10年後の連絡に加えて、一律に数か月後の連絡を実施することも、今後の課題として検討いただければと思う。

北本委員)

- 医師の証人出廷について、基本的には資料どおりの説明になると思う。診察マニュアルに記載され、協力医療機関にも伝えてもらっているとおり、裁判所としては、遮へい措置やビデオリンク方式でも証言できることから、必ず対面で、というものではないと思う。

木村委員)

- 証拠を保管する冷凍庫が2台あるが、私の経験上、10年くらいで壊れることがある。容量に空きがあれば、故障時にもう1つの冷凍庫へ移すこともできるが、2台とも一杯になると対応できない。その辺も意識し、3台目を用意することや、少し時期を変えて購入すると、より安全に管理できると思う。

北本委員)

- 証拠の保管について、一定期間経過後、当事者に意向を聞いてもいいのでは、という意見があったが、資料では、二次被害等から連絡を避けるべき、いや確認すべき、という対立する意見が出ている。実際にどうするのか、意見交換しながら決めていく方がいいのかなと思う。

八幡代表)

- 被害後、証拠採取をしなければならない急性期の状態で、判断の項目が増えること自体、負担になると思う。
- クローズドで主宰しているサバイバー活動家のネットワークでも意見を聞いたが、急性期に問われること自体が負担になるのでやめてほしいという意見が多く、10年間は何も聞かずに一律で保存してほしい、という回答もあった。
- また、10年後に連絡することでフラッシュバックなどの症状悪化を誘発し、二次加害になると懸念する意見もあると聞いたが、そもそも連絡がくる時期は、被害日と近くトラウマ症状が悪化するアニバーサリー反応が起きている可能性も高く、保管についての連絡があろうとなかろうと症状は悪化している可能性がある。
- 証拠を採取し10年間保存するか、10年後にさらに10年間の延長保管するかどうかの判断をするかと聞かれるというのは、当事者にとって、あなたはこれから先の10年間や20年間の間に加害者を訴えますか、と早めに聞かれているのとほぼ同義。証拠がなければ刑事訴追できない訳ではないが、証拠の有無は結果に大きく影響をする。証拠が保管されなくなるというこ

とは、私たちにとって大きな権利喪失に近い。管理する側にとっては保管の問題であっても、当事者にとっては大きな判断を迫られる局面なのだとということをご理解いただきたい。そして症状の悪化等と権利喪失を天秤にかけて検討してほしいとは思いません。

大岡座長)

- 証拠保管については、まだ色々な意見があることを認識し、今後、検討していくということで一旦、この議題は終わらせていただく。
- 次に、項目3として、当会議の部会であり木村委員が座長になっている「有識者検討会議医療ワーキングの意見と対応」について、事務局から説明をお願いします。

### 3 有識者検討会議医療ワーキングの意見と対応

(資料3により事務局から説明)

大岡座長)

- 被害者支援には、医療のご協力が不可欠なため、多くの医療機関に参画いただけることは大変心強い。支援体制の構築にあたっては、医師の意見を丁寧に反映してほしいと思う。

木村委員)

- 医療に関して色々な面で検討いただき、感謝申し上げます。協力医療機関の拡充について、中河内、南河内地域は、もともと産婦人科の医療資源が少ないことから難しい面はあると思うが、医療機関に協力いただけるよう、引き続き依頼をお願いします。
- 被害情報の取扱方法やセキュリティ等については、資料のとおりでいいと思う。また、医師の記録範囲も明確化され、小児、性器、肛門等のポイントに関し、診察マニュアルができたことで、非常に診察しやすくなったと思う。
- 今回の事業の根幹であるこのような急性期診療と、その次に続く支援をしっかりと分ける意味でも、このような診察マニュアルがあることや、広い形で協力医療機関を求める方向性がうまく進んでいると判断している。

八幡代表)

- 診察マニュアルが作成され、色々な視点から拡充されていくことは、素晴らしいことだと思うが、被害当事者の目線が反映されているかについてはぜひ確認させていただきたい。
- 私たちが、医療的に専門的な判断ができる訳ではないが、声のかけ方や、診察に至るまでの説明の仕方など、医療や支援の目線では問題がないと判断されていても、当事者の視点では、避けてもらいたい言葉や言い回しなど、当事者の負担につながる表現が含まれている可能性がある。可能ならば、診察マニュアルも当事者の目を通すことが望ましいと考える。

大岡座長)

- 診察マニュアルは、「性暴力被害者支援ネットワーク連携・協力会議」を構成する協力医療機関などの意見に加え、やはり当事者の目線も参考に進めていくようお願いする。
- 次に、項目4として、令和7年度は、ワンストップ支援センターや協力医療機関にかかる体制や制度等が大きく変化したことから、資料で一覧にまとめている。「ワンストップ支援センター・協力医療機関の変更点」について、事務局から説明をお願いします。

### 4 ワンストップ支援センター・協力医療機関の変更点

(資料4により事務局から説明)

大岡座長)

- 資料を見ると、この1年で本当に大きく改善、前進したことがわかれると思う。ワンストップ支援センターと協力医療機関の双方で、このように状況が変わったこと、これは本当に事務局の柔軟な検討、対応をはじめ、大阪府の関係者の皆さまに感謝申し上げたい。
- 協力医療機関への受入協力金についても、この短期間で素晴らしい制度を作っていただいた。一方で、経営が困難な状況となっている医療機関も多いと聞くので、協力金の金額は、今後、医療関係者の意見や賃金の状況等も踏まえ、見直しや増額が必要であれば、対応をお願いしたい。

北本委員)

- 医療費等公費負担について、上限 10 万円の精神科診療やカウンセリングの公費負担が新設されたが、利用状況を教えてほしい。

久保田理事長)

- 性虐待を受けた方が、成人になって精神科を受診する際、直接、医療機関を訪ねてもうまくいかないことがあり、「ウイズユーおおさか」に相談されたケースがあった。数回お話する中で、やはり心理的な診療をお願いしたいという事案など、すでに数例は精神科医療機関に繋ぎ直したケースがある。
- 皆さんに共通している部分は、単体の性暴力被害ではなく、子どもの頃の逆境的な体験があり、成人になって被害に遭遇したケースや、保護者が子どもの被害を目の当たりにした後、かつての自分の被害を思い出し、うつ状態に陥られた方もいた。
- 治療は、個別性が高いことや、被害に直面化することから、エネルギーが必要になる。治療を継続されている方もいれば、相談で話したのはよかったが、その後、回避の症状が出たため、医療機関に繋がらなかった方もいる。
- そのような方でも、「ウイズユーおおさか」のホットラインがあるので、話したい時に 10 分程度なら、お話が聞けることを有効に使っていただいているケースや、専門のケアに関する治療に乗り切るまで、被害をある程度意識したケアとして、ホットラインを使ってもらい対応しているケースもある。
- 今、手元に正確な件数はないが、ワンストップ支援センターを通じて次に、という動きが始めており、実際、精神科診療やカウンセリングに関し、上限 10 万円の公費負担があるということで、治療の導入がスムーズにいった方も 2 件あった。

高野委員)

- カウンセリングについては、警察でも専属の心理職により対応しているところだが、初回のカウンセリングから 3 年間と期間を決めている。ワンストップ支援センターでは、期間はどれぐらいで考えているのか。

久保田理事長)

- 期間は特に限定してない。先ほど申し上げたような被害が複雑なケースや、複数回被害にあったケースもあるので、どの時点の被害か判断が難しい。シンプルに何回のトラウマで、明らかに PTSD とは言い難いケースがほとんど。

八幡代表)

- 精神科診療やカウンセリングについては、上限 10 万円で十分な治療が完了できないケースが多いと思われるが、支援があること自体は良いことだと考えている。
- 回復の過程の中では、回避症状が強まり治療を継続できない場合や、また、当事者自身が、

一時的に治療は不要だと感じて治療を中断する場合などがある。

- 同じ疾患において一旦は治療中断となり、何年後に治療再開する場合にも、上限 10 万円の支援の残りを使えるのか等が当事者にわかりやすく提示され、円滑に再開ができるような仕組みが必要。トラウマの影響を受ける当事者の現状に即した運用を求めたい。

大岡座長)

- 精神科診療やカウンセリングの公費負担については、先ほど大阪府警察が3年、「ウィズユーおおさか」は特に期限はないとのこと。先ほどの八幡様の意見も踏まえ、ぜひ今後の運用も検討いただきたい。
- 次に、項目5として、ここからは今後の取組に関する内容となっている。「有識者検討会議を踏まえた主な取組」について、事務局から説明をお願いします。

## 5 有識者検討会議を踏まえた主な取組

(資料5により事務局から説明)

大岡座長)

- 広報・啓発では、チラシの作成にあたり、皆さまから率直な意見をいただいた。大阪府は、その意見を組んで柔軟に対応し、素晴らしいものがあったと思う。八幡様からも沢山の意見をいただき、感謝申し上げます。
- また、性犯罪・性暴力だけではなく、犯罪被害者全般の支援に向けたコーディネートを取組を開始することや、ワンストップ支援センターの支援員が増えそうとの説明もあり、喜ばしい。
- 一方で、被害当事者の深刻な話を聞くうちに、支援員の二次受傷も懸念されることから、今後、支援員が増員された後も、いかに体制を継続し、さらに充実させていくかという視点で、検討いただきたいと思っている。

田中委員)

- 支援員のスーパーバイズ体制、スーパーバイザーの位置付けが非常に重要だと思う。児童相談所では、以前から、特に児童虐待に対応する部署では、必ず複数で対応することや、スーパーバイザーがケースワーカーをフォローする体制を構築しており、ノウハウの伝達のほか、二次受傷や心理的なケアについても、日常的な関係でカバーしている。
- おそらく既に配慮いただいているとは思いますが、ドクターとか精神科医の先生とか、専門家の先生方のスーパーバイズやケアを受ける体制があれば、なおいいと思った。

事務局)

- 大阪府としても、「ウィズユーおおさか」のスーパーバイザーの予算を確保しており、精神科医でもある久保田理事長をスーパーバイザーとして、支援員のケアにあたっている。

久保田理事長)

- 支援員養成における実地研修や、対応しているケースをどう捉えているか、支援員がお互いにサポートできるピアサポートの仕組みがとれるよう、定期的なケースカンファレンスなどを行っている。加えて、現在、外部からスーパーバイザーを招くことも検討している。

八幡代表)

- 相談支援員の経験も踏まえ考えると、当事者について知識として学んでいても、実際に人間として触れ合いが乏しく、状態の悪い当事者の対応が中心になる状況が続くと、対面への不安が増幅し、支援者と当事者の間の隔たりが深まることがある。それは緊張や不安を生じさせ支援

にも影響をする。

- トラウマインフォームドケアの視点に立ち、当事者との協働も含む運営を進めることが、こうした課題の緩和につながると思う。例えば、支援が一見うまくいかなかったように見える場合でも、当事者の視点では支援が適切に受け取られたと把握できることもある。当事者支援員などがいれば、それに対応した支援員に共有することができ、支援員側のメンタルヘルスの安定に寄与できる。そのため、当事者スタッフの参画や当事者と接する機会の確保について検討してほしい。

大岡座長)

- トラウマインフォームドケアという言葉も出てきたが、国の「第五次犯罪被害者等基本計画」でも、トラウマインフォームドケアの研修を進めていくということが明文化されており、そのトラウマインフォームドケアの中に、ピアサポートの重要性も明記されている。
- 先ほど、八幡様が言われた当事者性を持ったスタッフと、一緒に共同でやっていくという視点を持ちながら進めていくべき、ということを確認させていただいたと思う。

木村委員)

- 広報・啓発にかかる「薬局への配布カード」について、緊急避妊薬の購入者に渡すことは、非常にいい取組だと思うが、緊急避妊薬が多くの方に利用されているかということ、そうではない。実は、安定した避妊のために、緊急避妊薬をあまり使ってほしくない、普通の避妊には別の方法があるのでそちらを使ってほしい、という考えもある。
- 「薬局への配布カード」は、資料どおり進めてほしいが、緊急避妊薬より妊娠反応の検査薬の方が多く販売されていることや、配布カードを作成する予算確保も大変かと思う。普通紙の両面コピーでもいいので、妊娠反応試薬を販売する際、一緒に袋に入れて配布してはどうか。
- 当初、「にんしん SOS」の周知にあたり、妊娠反応試薬を販売する際には、一緒に広報物も袋に入れてもらっていたと思う。袋に入れて購入者に渡せば、不要な人は捨てるだけで、必要な人はちゃんと見てくれると思う。効果的に情報が広がっていくと考えるので、検討いただけたら。

仁科委員)

- 「SNS 相談」について、ドーン財団では、全国 27 道府県のワンストップ支援センターの夜間休日相談業務を受託している。その中でも「SNS 相談」を実施しているところはまだ少なく、委託先の民間団体が、24 時間 365 日対応されているところがあるかと思う。
- 未成年の性被害者は、誰にも言えない、相談できない状況の中、最近は自分で ChatGPT 等で調べて、被害直後に #8891 に電話をかけてくることが多くなった。
- 大阪府から「SNS 相談」を受託している。「SNS 相談」は、入口として非常に有効かと思う。それだけで終わるのではなく、面接等につなげるところに難しさがある。テキストのやりとりが途中で止まったときの運用に関して課題もあると感じながら対応しているところ。
- 「SNS 相談」の仕様や事業者については、相談者の携帯にデータが残らない、切電したら消えるようなものや、内閣府の性暴力に関する SNS 相談「Cure time (キュアタイム)」、モビルス、LINE などもあるので検討いただくとともに、対応する相談員の研修も必要になると思う。

事務局)

- 「SNS 相談」については、ご意見も踏まえ、令和 8 年秋ごろの開設をめざし準備を進めていく。

大道委員)

- 「性に関する指導」について、教育庁の管轄条件から、まず府立学校と支援学校から始めることは理解できるが、もっと年少の子どもたちも被害にあっている。一足飛びに、全ての場所で

講演や授業を実施することや、学校で性暴力だけの相談窓口を設けることは難しいと思うので、例えば、チラシにより相談窓口だけでも必ず子どもに知らせるようにしてはどうか。

- 市町村のことは把握できていないところもあるが、文部科学省や法務省などの相談、人権等に関係する資料を提示し、連絡先をお知らせしていると思う。できれば、人権のことや、性のことも含めた色々な悩み、様々な相談窓口の一覧を掲載したチラシを作っただけだと、小中高全部の児童生徒に知らせることができると思う。
- 今は、色々な形でデジタル化が進んでおり、小学生でも上手にタブレットを使うし、チラシの配布も簡単になっていると思う。チラシを一枚作成し、相談窓口を掲載していることを伝えれば、あるときに気付いて、もう1度、見直すこともできる。
- あとは、入学時にチラシを配信し、保護者の方にも目を通していただくようにする。小中高の入学時、学校からも案内を配布するので、そこに作成したチラシも含めてもらおうと、それほど負担なく子どもや保護者にお知らせできると思う。
- その後、小中学校や幼稚園も含めて、教育の部分をどうしていくかは、正直、とても難しい。現在行っている「生命（いのち）の安全教育」の中で、幼稚園とか小学校低学年向けに、プライベートゾーンや距離などの教育にも取り組んでいる学校、園が増えてきている。特に、性に関して取り立てて入れるという訳ではないが、そのあたりのことは、それぞれの学校で必ず実施してほしい。
- 市町村の教育委員会にも、まずは進めてほしい、というところから始めていき、実際の授業内容については、もう少し練っていく必要があると思う。どうしても、性犯罪や性暴力という言葉を出すと、それは子どもたちにとって、とても苦しいことだと思うので、人権や性教育のことも含めて、包括的なものを考えていく必要があると思っている。

#### 大岡座長)

- 事務局でも、教育や人権担当の部署等と連携し、子どもと保護者にチラシが渡るような取組を検討いただきたい。
- 「生命（いのち）の安全教育」については、今年1月、新たに性的同意を明記することなどが報道されたが、内容も変わり、より使いやすいものになっている。チラシも含め、まだ十分広がっていないことを、どのように子どもや保護者に出していくかということも重要。
- 包括的な意見をいただいたが、性犯罪・性暴力の体制としては、どちらかということ事後の対策に回ってきたが、今後の検討課題として、やはり事務局には予防的な対応も検討いただきたい。
- 広報・啓発では、民間にもご協力いただき様々な取組を実施されているが、特にポケットティッシュの作成にあたっては、ジェクス株式会社に費用を負担していただいたと聞いており、大変素晴らしい取組だと評価するところ。

#### 平山委員)

- 啓発は非常に難しく、効果に関する明らかなエビデンスや、こうしたらい、というものがないう中、印象的にして皆さんの目に届くようにしたい。一方で、この間の「ウイズユーおおさか」のチラシもそうだが、傷つけてはいけないところとのバランスが難しく、日々、我々も本当に苦労してるところ。
- でもやはり、先ほどから何回か出ているように、色々な立場の人、特に当事者の方の目やトラウマインフォームドケアの視点なども含め、印象に走るより安全に知らせていくことを重視したい。
- 啓発は、どの対象に、どんなメッセージを届けたいかを、意識しないと、何かぼんやりしたものになる。そこを意識すると、できる成果物も変わってくる。
- 色々な人に意見を聞くと、これが必要、あれも必要と、沢山の情報量を入れないといけなくなると二転三転することもあるが、やはり時々原点にかえって、今回の啓発は、誰に、どのメッ

セージを届けたいのか、常に見直しできるとよいと思う。

大岡座長)

- 今後、広報・啓発を進めていくにあたり、目的、対象、方法をしっかりと確認した上で、実施をお願いしたいと思う。
- 次に、項目6「有識者検討会議と多機関連携会議の方向性」について、事務局から説明をお願いする。

## 6 有識者検討会議と多機関連携会議の方向性

(資料6により事務局から説明)

大岡座長)

- 当会議は、令和8年度末までの設置となっており、今後も若年層への啓発など、様々な意見をいただくことになると思うが、その後は、新たな「ワンストップ支援センター連携会議」に移行する。

八幡代表)

- このような形で会議が続いていくことは、大変重要であり、また、今回私が当会議に参加していること自体が被害当事者参画として、非常に大きな一歩だと感じている。当事者が支援側と一員としていると当事者に伝わることは、当事者の安全に直結する。
- しかし、連携会議に移行した際、当事者が関わる仕組みがなくなることについて、非常に残念に感じている。そのような連携体制の中にも、当事者団体や当事者支援者が関わる仕組みを継続することが理想的であると考えている。
- 協働できる組織があるのかなどの課題はあると思うが、実現されていくべきだと考えている。

事務局)

- 連携会議についても、当事者の意見をもとに検討していく必要があると思っている。資料2にも記載しているが、会議の構成メンバーに入ってもらうかは別として、意見を聞きながら会議を運営していきたいと考えている。

大岡座長)

- ぜひ、よりよくなるよう検討していただければと思う。
- 最後に、項目7「性犯罪・性暴力被害者支援にかかる多機関連携ハンドブック(案)」について、事務局から説明をお願いする。

## 7 性犯罪・性暴力被害者支援にかかる多機関連携ハンドブック(案)

(資料7により事務局から説明)

八幡代表)

- 「性犯罪・性暴力被害者支援にかかる多機関連携ハンドブック(案)」についても被害当事者の目を通していただきたい。
- また、当事者の生の声が掲載されていると、より効果的ではないかと感じている。このハンドブックを受け取る方は、今後、多くの性暴力の当事者と出会うことになるはず。数字や情報として当事者を理解しているだけでなく、当事者の実際の声、例えば支援があっただけのケースや、困ったケースなどを知るだけでも、ハンドブックをもとにした当事者への姿勢が変わるはずだ。できる限り、当事者を実態のあるものとして感じていただきたい。
- このハンドブックを持って、初めて当事者に向き合う方には、戸惑われる方も多いと思う。関

係機関や警察などで、当事者対応の経験がある方でも、その時点の当事者しか知り得ないことが多いだろう。その方々に、当事者の全体像人物像が伝わることは、当事者の安全においてとても重要と思い提案させていただいた。コラムのような形でもいいと思う。

大岡座長)

○いつハンドブックを出すかということもあるが、事務局には改善していくということで対応していただきたい。例えば、警察庁の犯罪被害者施策のポータルサイト「ギュっとCH(チャンネル)」に当事者の手記などもあるので、性暴力に関するものがあればリンクするなど、ぜひ色々な形で検討いただきたいと思う。

木村事務局長)

○このような会議を重ね、色々な取組を検討いただけてよかったと思う。私たちの「大阪被害者支援アドボカシーセンター」でも、性犯罪の被害にあわれた方への支援件数が多いことから、今後もワンストップ支援センターとはいい連携関係を築きながら、性犯罪被害者の方の回復の一助になればいいと思っている。

大岡座長)

○私の記憶では、アドボカシーセンターにおける犯罪被害者支援のうち、3～4割は性被害者のケースが占めており、これまで非常に重要な役割を担って来られた。今後、ワンストップ支援センターともさらに連携を強め、より大阪の被害者支援が進んでいくことを願っている。

小幡委員)

○ハンドブックの配布先を検討中かと思うが、「防犯キャンパスネットワーク大阪」という相談窓口にも配布してはどうか。性犯罪の被害防止を目的とした大阪府警察と府内72の大学・短期大学が連携したネットワークで、各大学では、警察の防犯情報を学生に提供しているほか、学生からの相談窓口も設置しているので、その窓口にも配布することは非常に有効かと思う。

大岡座長)

○「防犯キャンパスネットワーク大阪」は以前から構築されているが、もっと機能していくことで、性犯罪・性暴力被害のひとつの対策になると思うので、ぜひ検討いただきたい。

高野委員)

○警察では、犯罪被害者にかかる支援条例について、未制定の市町村に制定するよう働きかけを行っているところだが、担当者によって被害者支援の温度感やばらつきがあり、そういうことは市町村ではなく、府が一律でやればいいのか、と言われることもあるのが現状。

○府から、このようなハンドブックを各自治体に配布してもらうことで、担当者も当事者意識が芽生えると思うし、被害者支援の機運が高まっているというアピールにもなるので、各自治体の総合的対応窓口、担当者のところにもぜひ配布していただきたいと思う。

大岡座長)

○犯罪被害者支援条例については、全国的にも制定している市町村が半数を超えたところで、大阪でも道半ばだと思う。オール大阪という言葉があるが、ぜひ条例が制定されるよう関係する皆さまも働きかけをお願いしたいと思う。

## 8 意見交換

大岡座長)

○議事は以上だが、少し時間もあるので、最後に皆さまから一言いただきたい。

木村委員)

○これまで SACHICO や医療を中心に、この問題に対応してきた経緯があるが、対応に限界があった中、事務局にはこの1年でこのような会議を設置していただいた。医療はむしろちょっと一歩引いた形の方が、その後の後方支援の体制が非常に大事だということにも繋がり、皆さんに活動いただいて、ここまで来ることができた。

○今回の会議でも報告されていたが、ワンストップ支援センターには令和4年度を超えるような相談が来ており、これも非常に大きな前進だと思う。今まで SACHICO を運営してこられた先生方の功績は非常に大きいと思うが、今回、その功績が次のステップに乗ったと考えている。ぜひ、この形で発展していくことを期待しているので、今後ともよろしく願います。

田中委員)

○性犯罪・性暴力への対応に限らないが、医療、保健、福祉、司法の連携が非常に大事だと実感している。今回のこの多機関連携をきっかけに、より連携が深まればと思っている。

平山委員)

○本日、皆さまのお話を聞いて、今までなかった視点、目から鱗というか、すごく勉強になった。私たちの精神保健の領域でも、相談いただいている方や、精神科病院に入院されている患者の中に、実は性犯罪・性暴力被害にあわれたという方が沢山いる。

○性被害の対策と、精神保健の領域の連携が進んでいるかということ、そうでもないと思っており、課題も多いと思いながら話を聞いていた。具体的に何をしていけばいいか、今はわからないが、また一緒に考えていけたらと思う。

久保田理事長)

○日本で初めて、SACHICO がワンストップ支援センターとして活動を始めたことがきっかけとなり、全国にワンストップ支援センターが整備されることに繋がった。ただ、多くの方は、性犯罪として認められることも叶わないケースや、自分が性暴力被害にあっていることにさえ気付かないまま、暴力の連鎖の中で生活困窮や精神障がい、非社会的反社会的な生活に陥らざるをえないという現状もある。

○今後、それぞれの専門領域で、必要とされることが課題にあがってくると思うが、被害当事者に対して、あなたのせいではない、と関われるように一般府民の認知も広がらなければ、なかなか一足飛びには解決しないと思う。

○私たちは、被害当事者と家族が回復される姿を見せていただけたことが、何よりも原動力となり、それが皆さんと一緒に考えていただけませんかという動きになって、これからのワンストップ支援センターの運営を考えていくところにも繋がってきたと思う。

○今回も当事者かつ支援者として、八幡様から意見をもらう機会を作っていただき、惜しみなく協力してくれた。大阪府治安対策課の応援もあり、このような体制を構築できたことは、本当に貴重なことだと思うので、この体制を維持しながら、縦割りや専門性を超えて、支援のネットワークを作っていくことを考えたいと思う。

○また、SACHICO が設立された後、刑法が強姦法から大きく改正され公訴時効も延長された中、証拠保管と聴取した記録の保存について、どれだけ当事者を守る検体・記録にしていけるかがワンストップ支援センターの大きな役割だと考えている。

○医療、司法、福祉、女性福祉、児童福祉に関わらず、個人情報も守りながら、継続可能で支援

者の尽きない体制はどこにあるのか、考え続けていきたいと改めて肝に銘じている。

木村事務局長)

- 今回の資料にもあるが、来年度からアドボカシーセンターでは、性犯罪に限らず犯罪被害全般に関するワンストップ、多機関連携という枠組みの事業を大阪府から受託し、始めることになっている。
- アドボカシーセンターで支援している犯罪被害者には、性犯罪の被害にあわれた方も大変多く、その新しい事業の枠組み、多機関ワンストップ連携事業の中で、支援していくケースも増えていくと思われることから、より一層、多くの機関の皆さまとの連携が求められると考えている。
- 今回、当会議にもオブザーバーとして参加させていただいたが、性犯罪の被害だけではなく、他の犯罪被害の方も非常に大きなトラウマを抱えており、カウンセリングや精神科医療を必要とされている方もいる。支援に繋がっていない当事者も沢山いるので、本当に全ての当事者が、こういう枠組みの恩恵や、支援を受けられる世の中になっていけばいいなと願っている。
- 「ウイズユーおおさか」では、被害直後の支援だけでなく、その後の同行支援なども担っていくとのことだが、アドボカシーセンターでも同じような支援を行っているので、今後も連携関係を作っていけたらと思う。

仁科委員)

- 大阪府では、これまで SACHICO が行ってきた支援に加え、現在、この短期間でさらに色々と積み上がっており、特に公費負担の部分は、他の地域に比べても充実している。これからも非常に期待したい。
- 関係機関が掲載されているハンドブックができたことは、非常によかったと思っている。急性期の対応は専門的な会議などで話し合いがなされているかと思うが、予防啓発と、被害に起因した生きづらさを抱えている方への中長期的な支援の部分では、ここにあげられている機関の既存のネットワーク会議や研修等と「ウイズユーおおさか」がもう少し連携したり、情報を共有したりすることで大きな手間をかけなくてもすぐに連携できると思う。先ほど、久保田理事長が言われていた支援のネットワークを、大阪府全体に広げることができたらいいと思う。
- 昨年、関係機関を対象に勉強会を開催していただいたが、非常によかった。ここにアがっている機関を対象に研修なども開催できればいいと思う。特に現場をお持ちの方は、なかなか出張できないので、研修は対面だけでなく、オンラインも活用してほしい。内閣府から当財団が受託してそれぞれの支援の現場で見ただけのコンパクトなオンライン教材なども作成しているので、ぜひこれも活用いただければと思う。
- 広報・啓発について、毎年4月は「若年層の性暴力被害予防月間」となっており、内閣府男女共同参画局で各種キャンペーンを実施しているので、連携して告知されたらどうかと思った。

高野委員)

- 今月、「第5次犯罪被害者等基本計画」が閣議決定され、第4次計画からバージョンアップされた。広報・啓発の部分では、これまで11月の最後の1週間を「犯罪被害者週間」としていたが、これを拡充し、11月を「犯罪被害者月間」と位置付け、集中的に広報啓発活動を行うこととしている。
- 私が付けているピンバッジは、「ギョっとちゃん」という警察庁の犯罪被害者等支援のシンボルマークで、平成22年から全国の啓発活動で使用されているものの、まだまだ認知度が低く広まってない。「ギョっとちゃん」の普及も絡めて、色々な多機関と適切に連携し、途切れない支援を進めていきたい。

#### 北本委員)

- 司法の観点から申し上げますと、先ほど久保田理事長も言われていたが、裁判になると証拠があるかどうか、それだけで結論が決まる世界になってくる。証拠をちゃんと保存してもらったのかということが、その後の救済の結果に大きく関わってくるので、証拠を保存しておく体制ができていくことは非常に重要になる。ぜひ今後も機能していくようにしてほしい。
- 当会議に八幡様も出席されて意見をいただく中で、今後も体制や調整など、様々な議論が出てくると思うが、当事者にとって本当にいい支援になってるのか、という視点で進めていくことが必要。私は、弁護士会から参加しているが、弁護士の立場でも、ここまでとか、これは難しいという局面もある。皆さんもそれぞれの立場で、ここまでしかできない、ということが出てくると思うが、最後は、どういう形にすれば、当事者の支援になるのか、という視点で議論していければ、必ずいい体制ができていくんじゃないかなと思う。
- 最後にもう一点、今、この会議がこうやって開催されているのは、SACHICO が全国に先駆けた先進的な取組として、病院拠点型のワンストップ支援センターを運営し、支援を行うという大きな役割を担ってきたが、体制を存続していくことが困難になった経緯がある。
- 支援体制を存続していくことができるのか、というのは非常に大事な観点だと思っており、現場の人が、いくら熱心に精力的な支援活動を行っても、すぐに疲弊して無くなってしまうと、それは長期的に見ていい支援体制ではないと思う。
- 特に支援員や医療など、それぞれの現場で負担はあると思うが、現場が疲れすぎて短期的な支援だけで終わることのないように、今の体制が存続できるようにという視点で、今後の連携の話や体制の議論を進めていく必要があり、それが一番大事なかなと考えている。

#### 大道委員)

- 当会議に参加し、私自身も頭で繋がりを理解しながら新しい体制を作っていく中で、どんどんいいものになっていると実感している。これも、今までずっとこのような支援や事業を繋げてこられた方々のおかげ、と感じているところ。
- 学校で何かあったときは、ここにいる皆さまにお世話になることがほとんどなので、学校では、何となくこんな感じ、あんな感じという方も多いのかな、というのが現状。学校としては、まず被害にあった子どもたちを全力で支援していく。
- そして、ここにいる皆さまのご協力をいただきながらになると思うが、学校が最終的にめざすところは、被害者を作らない、加害者を作らないこと。それが、教育の唯一できることだと考えているので、この先、学校としてできることをさらに考えていかなければならないと思う。

#### 小幡委員)

- 令和7年の春からこの1年間、当会議で議論を進めながら、本格的にワンストップ支援センターが始動している。我々警察、特に私が所属する捜査部門では、ワンストップ支援センターの存在や、「ウイズユーおおさか」の名称は、かなり浸透してきている。
- 被害申告を受けて病院を選定する際、第一に「ウイズユーおおさか」を頼ること、これも非常に浸透してきており、特に夜間休日、すぐに相談できる体制が構築されていることは非常にありがたく、被害当事者の保護にも寄与していると思う。
- 今後も、ワンストップ支援センターを通じた被害者保護と、捜査の両輪をより一層確立していきたいと考えている。

#### 八幡代表)

- 性暴力被害とは、お前の痛みや尊厳は取るに足らないと、人から強烈に伝えられる経験、人を信頼すること自体を壊されるという経験だ。交通事故後に車への恐怖や警戒心が増すように、性暴力被害後は人への恐怖心や警戒心が非常に高い状態となる。

- さらに、当事者は社会に戻った後も沢山の差別や偏見などの二次加害に晒され続ける。二次加害には明らかに差別的なものだけでなく、一見支援的であっても当事者を一人の人間として尊重せず、可哀想な存在、同情の対象として扱うなどの形態もある。当事者はそれらに、散々傷つけられた状態で支援者に出会う。
- サンクチュアリ（聖域）トラウマという概念もある。傷つけそうな人たちから傷つけられるよりも、支援的であることが期待できる組織、例えば警察、病院、役所などから差別や無理解等向けられたときには、より深く傷つき、より深く絶望するという現象だ。そのため、支援機関は大げさなぐらい注意し配慮して、当事者に向き合う必要がある。
- 今回、当会議に当事者として私がいることは、関係機関が、当事者を単なる被害者としてでなく、一人の人間として関わっていると社会や当事者に伝えてるものであり、当事者にとって大きな安心材料になり、大きな意義があることと感じている。当事者が保護の対象というだけでなく、一人前の人なのであるという社会へのメッセージにもなるだろう。
- 先ほど、ハンドブックに当事者の実態が伝わる記述を入れてほしいと申し上げたが、関係機関に、当事者を「被害者」というラベルではなく人として捉える姿勢が広がるのが、結果として、二次加害を減らし当事者の利益に繋がると考えている。今回、とても素晴らしい機会をいただけたことをとても嬉しく思っている。

大岡座長)

- 最後に、私からも一言申し上げたいと思う。今、このように八幡様と繋がり、当事者のことも踏まえながら会議が進められたことに感謝申し上げたい。また、事務局には丁寧に検討いただき、ここまで沢山の成果を出していただいたこと、本当にお礼申し上げます。
- 私のアイデンティティはソーシャルワーカーだが、やはり生活を守っていくという視点はこれからだと思っており、どうしても急性期対応が中心になってしまうと、その後続いていく生活に十分フォーカスされないことがある。実際、中長期の中で、浮かばれないような状況の被害当事者が、まだまだ多くいるということ。
- 色々な制度はできたものの、やはり犯罪被害者支援の制度は道半ばであり、福祉全般で言うと、まだまだ救われない、そういうところにあることを実感する次第。ぜひ、これからもオール大阪で前進し、当事者の意見を踏まえながら進めていくということをお願いしたい。